

第 2 1 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 7 年 3 月 2 1 日（金） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第21回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月21日（金）午後3時00分～4時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）・出席推進委員（7名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（0人）

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第68号 現況確認証明について

議案第69号 遊休農地の非農地判断について

議案第70号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第71号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は7名です。 それでは、第21回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第61号の農地法第3条の所有権移転の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第62号の農地法第5条の駐車場用地への追認の農地転用については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第63号の農地法第5条の規定による許可処分の取消については、取消願出人に対し取消指令書を交付済みです。 次に議案第64号の会津坂下町農業振興地域整備計画の変更については、会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付して回答しました。 次に議案第65号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画の各案件については、県での公告となるため、町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、9番 五十嵐委員、10番 二瓶委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第21回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議長	【異議なしの声あり】 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	報告第 19 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号 2 号は公社との契約を解約するものであり、今後、貸手が所有する他の農地も中間管理機構を通して契約することとなったことから、所有者の意向で契約終期を揃えるため、一旦解約するものです。 今後、当該農地を含む、他の農地と併せて再契約する予定です。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 66 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	本件は、譲渡人は県外在住であり当該農地を処分したいとのことから、これまで当該農地を耕作していた親戚関係にある譲受人へ所有権移転するものです。 譲受人は町外在住ですが、通いながら野菜を作付する予定です。
議長	本件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	譲渡人・譲受人に対し、議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 本件は、譲受人が所有する既存の車庫が手狭となったことから、当該申請地を駐車場・雪捨て場用地として転用するものです。 申請地は、駅から概ね300メートル以内に位置する公共施設至近距離区域内農地であり、第3種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
9番 五十嵐委員	本件について調査の結果を報告します。事務局と共に3月12日に現地を確認し、周辺農地に影響がないことを確認しました。

	また、申請人である譲渡人、譲受人に対し、3月16日に電話で議案書に記載の内容を確認しました。結果相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第68号「現況確認証明について」を議題といたします。 議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	本件について事務局に説明を求めます。
事務局	本件は、耕作条件が不利であることから20年以上耕作することが出来ず、現在では山林化しており、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。 事務局で現地確認を実施しようと試みましたが、付近が山林ということもあり、道のりも陰しく現地までたどり着くことができませんでしたので、担当地区の渡部委員と航空写真により確認しました。
議長	本件について担当委員の調査報告を求めます。
3番 渡部委員	3月17日に事務局とともに航空写真により現地を確認しました。事務局の報告にもあったように、周囲は山林に囲まれており、農地に復元することは困難であると判断しました。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	議案第 69 号「遊休農地の非農地判断について」を議題といたします。 議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1 号案件から 5 号案件について事務局に説明を求めます。
事務局	農業委員会では、毎年委員の皆様のご協力を得て農地パトロールを実施し、その年度の確認分を遊休農地のリストに上げており、現在、その累積で筆数が約 400 筆、面積で約 27 ヘクタールとなっております。 今年度、この遊休農地リストの現況確認と非農地判断を進めるため、リストに上がっている坂下・金上・広瀬・八幡の 4 地区の筆数約 40 筆、面積で約 2.6 ヘクタールを事務局で巡回したところであり、農用地区域外、かつ農地として復元することが困難と思われる 16 ページの 5 筆を非農地判断していただくところであります。 1 号案件につきましては、148 m²の田であります。水利の確保が難しく長年にわたり耕作されておらず、荒廃状態であり農地としての復元は困難と思われます。 2 号案件につきましては、198 m²の畑であります。雑木が高く何本も生い茂っており、農地としての復元は困難と思われます。 3 号案件につきましては、94 m²の田であります。水利の確保が難しく長年にわたり耕作されておらず、荒廃状態であることから農地

	としての復元は困難と思われます。 4号案件及び5号案件につきましては、2筆合わせて1,924㎡の畑ではありますが、雑木が高く何本も生い茂っており、農地としての復元は困難と思われます。 なお、この5つの案件につきましては、事前に所有者宛てに非農地の判断をする旨の確認を取っており、全員異議なしとの回答を得ております。 また、本総会で非農地と判断された農地につきましては、所有者宛てに「非農地通知書」を発出し、所有者から異議がなければ町が職権で地目変更登記の手続きを行うため法務局に必要書類を提出する予定です。
議長	1号案件2号案件について担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	1号案件2号案件について調査の結果を報告します。 3月18日に事務局とともに現地を確認しました。当該農地も含めて周囲は耕作されておらず、今後も農地として活用していくことは困難であると判断しました。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について、原案のとおり非農地とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地とすることに決しました。
議長	次に3号案件について担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	3号案件について調査の結果を報告します。 3月17日に事務局とともに現地を調査しました。当該地は水利の確保が難しく数年にわたって耕作されておりません。今後も農地としての活用は難しいと判断しました。

議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3 号案件について、原案のとおり非農地とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地とすることに決しました。
議長	次に 4 号案件、5 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	4 号案件、5 号案件について調査の結果を報告します。 3 月 17 日に事務局とともに現地を確認しました。 現地は雑木が複数本あり、今後も農地として活用は困難であると判断しました。
議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4 号案件、5 号案件について、原案のとおり非農地とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地とすることに決しました。

議長	議案第 70 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
事務局	1 号案件から 4 号案件について事務局に説明を求めます。 この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく、相対での契約です。 1 号、2 号は金上地区の農地を町外の認定農業者である法人へ集積します。 賃借料については、町が毎年公表する賃借料情報の平均額で精算するものです。 3 号は当該農地に隣接する農地を耕作している町外の農業者へ集積します。 4 号は若宮地区にある農地を町外の認定農業者へ集積します。
議長	1 号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	1 号案件の貸手、借手に対し議案書と相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。1 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

6 番 木村委員	2 号案件について調査の結果を報告します。 貸手に 3 月 18 日に電話にて議案書に記載の内容を確認しました。 結果議案書と相違ありませんでした。
議長	続いて事務局に説明を求めます。
事務局	2 号案件の借手に対し議案書と相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 3 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	3 号案件について調査の結果を報告します。 貸手に 3 月 16 日に電話にて議案書に記載の内容を確認しました。 結果議案書と相違ありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	3 号案件の借手に対し議案書と相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

議長	3 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、3 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 4 号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	4 号案件の貸手、借手に対し議案書と相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。4 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、4 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	議案第 65 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	利用権設定一括方式 1 号案件から 61 号案件について事務局に説明を求めます。
事務局	1 号は公社が広瀬地区の田 5,176 m²を借入れ、2 号は公社が広瀬地区の田 27,010 m²を借入れ、3 号は公社が広瀬地区の田 3,923 m²を借

	入れ、4号は公社が広瀬地区の田 13,595 m²を借入れ、5号は公社が坂下地区の田 1,867 m²を借入れ、6号は公社が坂下地区の田 2,973 m²を借入れ、7号は公社が坂下地区の田 2,834 m²を借入れ、1号から7号を併せて8号の認定農業者へ集積します。 次に9号は公社が若宮地区、八幡地区の田 40,811 m²、畑 1,400 m²を借入れ、10号は公社が若宮地区の田 6,190 m²借入れ、11号は公社が若宮地区の田 13,624 m²を借入れ、12号は公社が若宮地区の田 24,649 m²、畑 1,557 m²を借入れ、13号は公社が若宮地区の田 7,133 m²を借入れ、14号は公社が若宮地区の田 1,271 m²を借入れ、9号から14号を併せて15号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 次に16号は公社が金上地区の田 17,510 m²、畑 904 m²を借入れ、17号は公社が2金上地区の田 3,477 m²、畑 1,308 m²を借入れ、18号は公社が金上地区の田 4,495 m²を借入れ、19号は公社が金上地区の田 18,279 m²、畑 661 m²を借入れ、20号は公社が金上地区の田 7,514 m²、畑 4,291 m²を借入れ、21号は公社が金上地区の田 1,651 m²を借入れ、22号は公社が金上地区の田 21,385 m²、畑 490 m²を借入れ、23号は公社が金上地区の田 2,615 m²、畑 362 m²を借入れ、24号は公社が金上地区の田 9,186 m²、畑 731 m²を借入れ、25号は公社が金上地区の畑 198 m²を借入れ、26号は公社が金上地区の畑 120 m²を借入れ、27号は公社が金上地区の畑 69 m²を借入れ、28号は公社が金上地区の畑 539 m²を借入れ、29号は公社が金上地区の田 6,337 m²、畑 1,174 m²を借入れ、30号は公社が金上地区の田 7,117 m²、畑 377 m²を借入れ、31号は公社が金上地区の田 10,515 m²、畑 1,309 m²を借入れ、32号は公社が金上地区の田 16,026 m²、畑 1,279 m²を借入れ、33号は公社が金上地区の田 3,854 m²を借入れ、34号は公社が金上地区の田 1,615 m²、畑 1,058 m²を借入れ、35号は公社が金上地区の田 8,575 m²、畑 412 m²を借入れ、36号は公社が金上地区の畑 244 m²を借入れ、37号は公社が7672 m²、畑 292 m²を借入れ、38号は公社が金上地区の田 3,120 m²、畑 442 m²を借入れ、39号は公社が金上地区の田 28,424 m²、畑 1,203 m²を借入れ、40号は公社が金上地区の田 2,004 m²、畑 214 m²を借入れ、41号は公社が金上地区の田 2,091 m²、畑 907 m²を借入れ、42号は公社が金上地区の田 1,454 m²を借入れ、43号は公社が金上地区の田 4,879 m²を借入れ、44号は公社が金上地区の田 8,605 m²、畑 293 m²を借入れ、45号は公社が金上地区の田 14,239 m²を借入れ、46号は公社が金上地区の田 5,995 m²、畑 1,606 m²を借入れ、47号は公社が金上地区の畑 246 m²を借入
--	---

	れ、48 号は公社が金上地区の畑 926 m²を借入れ、49 号は公社が金上地区の田 45,892 m²、畑 3,678 m²を借入れ、16 号から 49 号を併せて、50 号の金上地区の農業者、51 号の金上地区の農業者、52 号の金上地区の認定農業者である法人へ分けて集積します。 次に 53 号は公社が川西地区の田 3,690 m²を借入れ、54 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 次に 55 号は公社が広瀬地区の田 8,276 m²を借入れ、56 号は公社が広瀬地区の田 16,749 m²を借入れ、55 号 56 号を併せて 57 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 58 号は公社が高寺地区の田 6,874 m²、畑 1,983 m²を借入れ、59 号の高寺地区の認定農業者へ集積します。 次に 60 号は公社が八幡地区の田 5,380 m²、畑 526 m²を借入れ、61 号の八幡地区の認定農業者へ集積します。
議長	1 号案件から 8 号案件について、関連がありますので一括して担当委員より調査報告を求めます。
10 番 二瓶委員	1 号案件から 8 号案件について調査の結果を報告します。 3 月 10 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1 号案件から 8 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件から 8 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件から 8 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を 鈴木会長職務代理者 に交代します。
鈴木会長職務代理者	それでは、暫時議長を交代いたします。9号案件から15号案件について関連がありますので、一括して担当委員より調査報告を求めます。
3番 渡部委員	9号案件から15号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に事務局と協力し、電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
鈴木会長職務代理者	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 1番鈴木委員 の退場を命じます。 (鈴木委員退場)
鈴木会長職務代理者	質疑に入ります。9号案件から15号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
鈴木会長職務代理者	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 9号案件から15号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
鈴木会長職務代理者	挙手全員であります。よって、9号案件から15号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
鈴木会長職務代理者	1番 鈴木委員 の入場を認めます。 (鈴木委員入場)

鈴木会長職務 代理者	議長を交代いたします。
議長	次に 16 号案件から 52 号案件について、関連がありますので一括して担当委員より調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	16 号案件から 52 号案件について調査の結果を報告します。 木村委員、事務局と協力し電話や訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。16 号案件から 52 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。16 号案件から 52 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、16 号案件から 52 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 53 号案件 54 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
2 番 鈴木委員	53 号案件 54 号案件について調査の結果を報告します。 貸手、借手の両者に対し 3 月 17 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため川西地

	区 齋藤推進委員の退場を命じます。 (齋藤推進委員 退場)
議長	質疑に入ります 53 号案件 54 号案件についてご質問、ご意見は ございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 53 号案件から 54 号案件について、原案のとおり賛成する委員の 挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、53 号案件 54 号案件は原案のと おり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決 しました。
議長	川西地区 齋藤推進委員の入場を認めます。 (齋藤推進委員 入場)
議長	次に 55 号案件から 57 号案件について、担当委員の調査報告を求め ます。
広瀬地区 橋本推進委員	55 号案件から 57 号案件について調査の結果を報告します。貸 手・借手共に 3 月 19 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料 等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いあり ませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 10 番 二瓶委員の退場を命じます。 (二瓶委員 退場)

議長	質疑に入ります 55 号案件から 57 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 55 号案件から 57 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、55 号案件から 57 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	10 番 二瓶委員の入場を認めます。 (二瓶委員 入場)
議長	次に 58 号案件 59 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	58 号案件 59 号案件について調査の結果を報告します。 貸手、借手に対し 3 月 16 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため5 番 渡辺委員の退場を命じます。 (渡辺委員 退場)
議長	質疑に入ります 58 号案件 59 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 58 号案件 59 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、58 号案件 59 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	5 番 渡辺委員の入場を認めます。 (渡辺委員 入場)
議長	次に 60 号案件 61 号案件について、私から調査報告をします。 3 月 18 日に電話にて貸手、借手の両者に議案書の内容を確認しました。結果、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため八幡地区 桑原推進委員の退場を命じます。 (桑原推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。60 号案件 61 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 60 号案件 61 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、60 号案件 61 号案件は原案のとおり

議長	り会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 八幡地区 桑原推進委員の入場を認めます。 (桑原推進委員 入場)
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 21 回農業委員会総会を閉会いたします。 大変ご苦勞様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和7年3月21日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員